

京都大学	博士（文学）	氏名	白川晋太郎
論文題目	ブランドムの推論主義		
（論文内容の要旨） 本論では、現代アメリカの哲学者ロバート・ブランドムの「推論主義（inferential-ism）」の批判的検討が行なわれる。推論主義とは、言語を實在の表象とみる「表象主義的意味論」に反対する「反表象主義意味論」の一バリエーションであり、語や文の意味は文の間に張り巡らされた推論のネットワークにおけるそれらの位置や役割によって決まると主張する立場である。 本論文は二部に分かれる。第一部（第一章から第三章）では、推論主義の全体像を明らかにすることが目指される。 第一章では、20世紀後半のアメリカ哲学における表象主義批判の流れを概観することで、推論主義の思想的系譜が明らかにされる。 第二章では、反表象主義やプラグマティズムの立場を踏まえ、推論主義を採用する理由・動機が考察される。 第三章では、「推論的意味論（inferential semantics）」と「規範的語用論（normative pragmatics）」という推論主義を支える二本柱が紹介される。 第二部（第四章から第七章）では、推論主義が批判的に検討され、それに対する代替案が提案される。 第四章では、推論主義の枠組みの中で、文の「正しさ」や推論の「適切さ」が、どのように確立されるのかが検討される。その際、本章は、後期ブランドムの「相互承認モデル」に着目し、それに本論独自の視点をも付加することで、「信頼できる認知者の間の相互承認」というメカニズムが定式化される。 第五章では、前章で示されたメカニズムで科学の客観性が回復できるかどうか吟味される。その結果、社会性に重きを置くブランドムの推論主義では、「世界のあり方を反映する」という意味での客観性、ひいては科学の優位性・特権性が確保できないと結論づけられる。 第六章では、「行為の成功による客観性の確保という視点の導入」「推論に加え表象をも基礎概念に加える表象主義との折衷案」という推論主義の二つの補強・修正案が検討され、いずれも不適切であるとして退けられる。 第七章では、「個人的コミットメント」という本論独自の概念を推論主義に付け加えることで、科学の客観性を再担保する案が提案される。 最後に「結論」では、科学の客観性を再確保する本論の立場が、推論主義のある種の徹底化であることが確認される。			

（論文審査の結果の要旨）

本論文は、現代アメリカを代表する哲学者の一人、ロバート・ブランダム（Robert Brandom）の哲学の批判的検討を試みたものである。「推論主義」を標榜するブランダムは、パース・ジェイムズ・デューイらの古典的プラグマティズム、クワイン・パトナム・ローティなどのネオ・プラグマティズムに続く、第三世代の「ニュー・プラグマティズム」の旗手として知られているが、彼の哲学を論じたモノグラフは世界的に見てもまだ一・二冊しかなく、邦語の二次文献もほとんどないのが現状である。本論文は、このような現代哲学の最先端のトピックに挑戦しながら、単にブランダム（Brandom）の哲学の祖述に留まるのではなく、その問題点をも指摘した上で、それを克服するための代替策を提案するという野心的な試みである。

ブランダム（Brandom）の「推論主義」とは、後期ウィットゲンシュタイン・セラーズ・ローティらの思想の流れを汲みつつ、従来の哲学的意味論の主流であった「表象主義」の対抗理論、即ち「反表象主義」の一バージョンとして提案されたものである。「表象主義」とは、言語の意味を世界ないし実在との対応関係に求める立場、言い換えると、言語を世界で成り立っている事態の表現・表象と捉える立場であり、典型的には、ある文が真であるのは、その文の内容が対象である事態と一致した場合、かつその場合に限りという真理対応説を含意する。推論主義者は、このような「自然を映す鏡」という言語観を否定し、代わりに文（やその他の言語的単位）の意味は、文の間に張り巡らされた推論のネットワーク（セラーズの言う「理由の空間」）における、それらの位置や役割によって決まると主張するのである。

しかし、このような推論主義（さらには反表象主義一般）の立場に立てば、科学的言説の（例えば神話や俗説に対する）優越性や特権性が否定される可能性が生ずる。通常、科学的言説は、数ある言説の中でも世界のあり方に最もよく合致しているという意味で「客観的」な言説であると言われるが、言説と対象との一致という考え自体を否定する推論主義（ないし反表象主義一般）は、このような仕方（方法）で、科学的言説の客観性、ひいては他の言説に対する優位性ないし特権性を保証することができないからである。実際、非表象主義者の中には、科学の特権性を否定したローティのような論者もいた。

一方、ブランダム（Brandom）は、ローティとは一線を画し、科学の客観性ひいては特権性を確保する必要を感じ、そのことは推論主義の枠内でも十分に実行可能だと考えた。しかし本当にそれが可能かどうかは必ずしも自明ではない。本論文は、正当にも、「科学の客観性を再担保できるかどうか」が推論主義のアキレス腱であると見抜き、この問題に焦点を当てて批判的検討を行なうのである。

ブランダム（Brandom）の推論主義は「推論的意味論」と「規範的語用論」という二つの理論的コンポーネントからなる。ブランダムによれば、そのネットワークの中で文や語の意味が定まる推論とは、個々の文の内容を捨象した形式的な推論ではなく、個々の文の内容と推論とが密接に関連した実質的推論であるとされる。実質的推論には「適切」

なものと、そうでないものがあるが、文や語の意味を定めるのは「適切」な実質的推論からなるネットワークである。そして、このネットワークの中で、言語の意味がいかに定まるかを明らかにするのが「推論的意味論」なのである。

一方、「適切」な実質的推論とはどのようなものか、さらには、そもそも実質的推論の「適切さ」とは何か、を明らかにするのが「規範的語用論」である。ブランドムによれば、実質的推論の「適切さ」とは、「社会にとって構成的な規範的資格を有したメンバー間の相互承認が得られていること」に他ならない。（「ある規範的資格が社会にとって構成的である」とは、「人々が互いの資格を相互に承認し合うことで、その社会それ自体がはじめて成立する」ことを意味する。）この規範的資格には、倫理的な側面に加え、合理的であり、観察的事実について概ね正しい情報を得る能力を持つ「信頼できる認知者」であるという認識論的な側面が含まれている。この「信頼できる認知者」という資格を認められたメンバー間の相互承認が得られた場合、ある実質的推論が「適切」だと見なされ、その中に登場する文が「正しい」と認定されることになる。結局、実質的推論の「適切さ」、ひいては適切な実質的推論によって定められる文の「意味の真っ当さ」や「正しさ」とは、「信頼できる認知者の間の相互承認」に帰着することになる。

そして、このような推論主義的な意味での「適切さ」「正しさ」に訴えることで、科学の客観性や特権性が回復されうるとブランドムは主張する。というのも、彼によれば、「客観的言説」とは、「単なる主観的思い込み」とは異なり、「主観的な思い込みを世界のあり方に照らして訂正しうるようなメカニズムによって正当化されていること」を意味するからである。「信頼できる認知者間の相互承認」とは、まさにそのような正当化のメカニズムに他ならず、科学的言説は、このような認知者間の相互承認を受けることで、客観性と（そのような相互承認を得られていない他の言説に対する）優越性を獲得することができるとされるのである。

上記のようにブランドムの推論主義の根幹を再構成した上で、本論は、「信頼できる認知者間の相互承認」というアイディアでは、科学の客観性や特権性は回復できないと論じる。本論によれば、ここで言われる「客観性」とは、特定の共同体内の共通了解として認定されたということ、言い換えると「間（ないし相互）主観性」を意味するにすぎず、世界との繋がりを保証するものではないからである。

このように論じた上で、本論は「あくまで個人の責任において、ある一定の文や推論を「正しい」ないし「適切」なものと認める態度」としての「個人的コミットメント」という概念を提案する。互いに責任を押し付け合う無責任な社会の成立を防ぐためには、このような「個人的コミットメント」を想定する必要があると、本論は主張するのである。とはいえ、もちろん我々は、任意の文や推論を、「個人的コミットメント」に訴えて、「正しい」ないし「適切」だと主張することはできない。むしろ「個人的コミットメント」といえども様々な制約下にある。そして、基本的に個人的な営みであるこのコミットメントに対する制約の中には何らかの社会外的な制約、即

ち「世界の側からの制約」が含まれているはずであると、本論は指摘する。この「世界からの制約」によって、個人的コミットメントに支えられた科学的言説は、対象と対応する客観性を回復することができるとされるのである。

以上のように骨太の議論を展開した本論であるが、その主張に問題が無いわけではない。まず本論による批判に対してブランダムの側からの再批判の余地がないのか、より慎重な議論が必要である。また「個人的コミットメント」に関する本論の主張自体も、まだまだ荒削りであることは否めない。

だが、これらの問題点は今後の研究の進展によって克服されることが十分に期待できるものであり、難解をもって知られるブランダム of 著作を読み解き、その問題点と改善策の指摘までも行なった本論の積極性は高く評価されてしかるべきである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2018年12月10日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。